

岩手県告示第402号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定により、基本測量の実施（平成20年岩手県告示第381号）で公示した基本測量を終了した旨国土地理院長から次のとおり通知があった。

平成21年4月21日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1（1） 実施した地域 宮古市及び北上市
- （2） 実施した期間 平成20年4月21日から平成21年3月19日まで
- （3） 実施した基本測量の種類 基本測量（国土調査に伴う基準点測量）
- 2（1） 実施した地域 盛岡市、宮古市、花巻市、久慈市、遠野市、二戸市、八幡平市、奥州市、岩手郡葛巻町、紫波郡矢巾町、和賀郡西和賀町、西磐井郡平泉町、下閉伊郡岩泉町、下閉伊郡川井村、九戸郡軽米町及び九戸郡洋野町
- （2） 実施した期間 平成20年4月21日から平成21年3月19日まで
- （3） 実施した基本測量の種類 基本測量（電子基準点現地調査作業）
- 3（1） 実施した地域 花巻市
- （2） 実施した期間 平成20年4月21日から平成21年3月19日まで
- （3） 実施した基本測量の種類 基本測量（電子基準点付属金属標取付観測作業）
- 4（1） 実施した地域 奥州市
- （2） 実施した期間 平成20年4月21日から平成21年3月19日まで
- （3） 実施した基本測量の種類 基本測量（地磁気常時連続観測）